

75歳医療保険料 24年度73万円に

高所得者上限 激変緩和策

厚生労働省は七十五歳以上が入る後期高齢者医療制度を巡り、高所得者が支払う保険料の年間上限額を二五年度に八十万円へと段階的に引き上げる方針を固めた。与党から「負担が一気に増えることになり、激変緩和策が必要だ」との批判が出て、方針転換した。

現在は六十六万円。当初は二四年度に八十万円へ一気に上げる方針だった。中間層の保険料上げも一四年度から予定していた。これに関しても、年収二百万円程度の人は引き上げを一年間猶予する方向だ。近く医療保険改革の結論を出し、来年の通常国会に関連法改正案を提出する。政府は、七十五歳以上の

保険料引き上げで得た資金を「出産育児一時金」の五十万円への増額や、現役世代の負担増を抑える制度見直しに活用する。年金や給与の合計が年収約一千万円以上の人人が年間上限額引き上げ対象となる。後期高齢者医療制度に入る七十五歳以上の約1%に当たる。

政府はこれまで、中間層も含めて保険料が増えるのは全体の約四割と説明してきた。年金収入で年百五十三万円を超える人が対象としていた。年収が二百万円強以下の人にに関しては、保険料上げを二五年度からくど遅らせる。厚労省は、年収一百万円なら二四年度に年三千九百円増えるとの試算を九日に示していた。